

市立保育所の民営化について

(三輪保育園民営化に関する経過について)

保 育 課

1 民営化に関する意向調査結果について

民営化に関する具体的な話し合いが進み、次のステップを踏み出すにあたり、保護者会では「民営化を進めるにあたって、どのくらいの保護者が理解あるいは納得しているのか」「民営化について理解できない点はあるか」という点について、各保護者からの意見を取りまとめることに大変苦慮されていたことに加え、市に対して民営化に関する意向調査を行い、その状況を把握してほしいという要望がありました。

市でも、民営化に関して理解されていない部分に対し、今後、どのようにフォローしていくべきなのかを考え、市と保護者会で共通の認識を持って共同で意向調査を行いました。

この意向調査結果を踏まえ、民営化に対する多くの意見や要望、不安などについて、委託・移管先選考委員会において検討する委託条件や選考基準、委託先の決定に反映させ、より良い保育園づくりを目指していくものです。(別紙1参照)

2 選考委員会の開催について

選考委員会については、市立保育園の社会福祉法人等への委託・移管を適切かつ円滑に行うため、当該保育園ごとに設置するもので、選考基準や選考の実施に関することを目的としております。

委員は、幼児教育及び法人経理に関する学識経験者や地区の区長及び主任児童委員、三輪保育園の保護者会の代表者など計8名に委嘱し、去る5月1日に第1回三輪保育園委託・移管先選考委員会を開催しました。

委員会では、三輪保育園民営化に関する基本方針及び今までの経過を説明するとともに、選考委員会のスケジュール及び委託条件を含めた募集要項案の検討などを行いました。(別紙2参照)

平成19年4月13日

三輪保育園保護者様

長野市保育課
三輪保育園保護者会

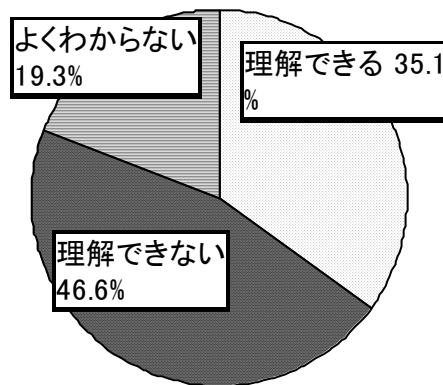
三輪保育園民営化に関する意向調査結果について

平成19年度継続児世帯に対し、3月19日配布、3月26日〆切で行った「民営化に関する意向調査」の結果をご報告いたします。回収率は87.9%(66世帯中58世帯回収)でした。皆様のご協力に改めて深く感謝いたします。

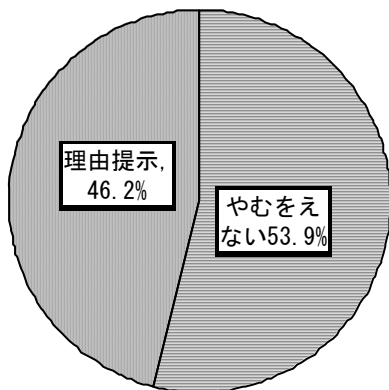
なお、新規入所世帯の方々にも情報公開・情報共有のため配布させていただきますことをご了承ください。

今後は、保護者会において意向調査で寄せられた民営化に理解できない理由および民営化に対する不安・要望等について取りまとめ、長野市保育課へ「回答要望書」を提出し、市保育課で要望に対し回答する予定になっております。

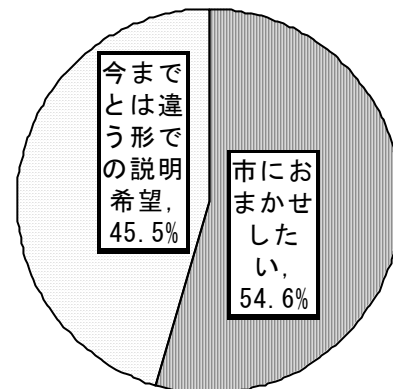
質問1: 民営化に理解できるか否か



質問2「理解できない」人の内訳



質問3「よくわからない」人の内訳



質問 1～質問 3 に関しては%で円グラフにしました(1 頁)。人数とその構成比は下記の通りです。(なお、%の値は小数点第二位で四捨五入したため、合計が 100 になっていない場合もあります。)

質問 1：民営化に理解できるか否か (57 人回答)

- (1)理解できる……………20 人(35.1%)
- (2)理解できない……………26 人(45.6%)
- (3)よくわからない……11 人(19.3%)

質問 2：質問 1 で「理解できない」と回答した人の内訳(26 人回答)

- ①理解できないが、やむをえない……………14 人(53.9%)
- ②以下の理由のため理解できない……………12 人(46.2%)

理由：47 件(複数回答で分類)

- ・コストの効率化について……………14 件(29.8%)
- ・市の保育方針や民営化の必要性について……………11 件(23.4%)
- ・市のこれまでのやり方・対応について……………6 件(12.8%)
- ・子育て世帯への支援強化について……………6 件(12.8%)
- ・子どもたちへの影響について……………3 件(6.4%)
- ・委託先について……………3 件(6.4%)
- ・先生について……………1 件(2.1%)
- ・他県の行政訴訟について……………1 件(2.1%)
- ・公募要領について……………1 件(2.1%)
- ・スケジュールについて……………1 件(2.1%)

質問 3：質問 1 で「よくわからない人」の内訳(11 人回答)

- ①よくわからないが、民営化については市におまかせしたい……………6 人(54.6%)
- ②わかりたいと思っているので、
今までのやり方とは違う形で市に説明をしてほしい。……………5 人(45.5%)

質問 4：質問 3 で「今までとは違う形での説明希望」者の内訳(4 人回答)

*注：該当者のうち 4 名のみ回答

- ①口頭での個別対応……………0 人(0%)
- ②文書での対応……………3 人(75%)
- ③口頭での個別対応とわかりやすい文書の両方で説明……………1 人(25%)
- ④その他……………0 人(0%)

*注;その他で「インターネットで説明希望」の回答者が②にも○をつけており、択一回答のため、文脈から②と判断し、「その他」を無効とした。

質問5：何がわからない点か(複数回答)(5人回答)

- ①民営化する理由……………1人(20%)
- ②民営化(委託)による影響と変化……………4人(80%)
- ③委託先決定までの流れと内容……………5人(100%)
- ④引継ぎ保育の内容……………3人(60%)
- ⑤その他……………0人(0%)

質問6：「民営化に対する不安・要望など」(58人回答)

- ・不安・要望あり……………54人(93.1%)
- ・なし……………4人(6.9%)

122件の不安・要望(一人でたくさん書いてある場合はそれぞれ1件と数え、分類)

- ・先生(保育士)に対する不安・要望……………20件(16.3%)
- ・市の進め方・やり方に対する不安(不満)・要望……………12件(9.8%)
- ・引継ぎについての不安・要望……………12件(9.8%)
- ・委託先・委託条件についての不安……………12件(9.8%)
- ・スケジュールについての不安・要望……………10件(8.2%)
- ・民営化後の保育園の具体像についての提示要望……………8件(6.6%)
- ・子どもたちへの影響に対する不安・配慮の要望……………8件(6.6%)
- ・保育の質についての不安・要望……………8件(6.6%)
- ・ミツワ会についての不安……………7件(5.7%)
- ・保護者への費用負担(保育料他)に対する不安……………6件(4.9%)
- ・選考委員選出・選考委員会についての不安・要望……………4件(3.2%)
- ・反対・賛成意見……………3件(2.5%)
- ・現状維持への要望……………2件(1.6%)
- ・方針提示の要望……………2件(1.6%)
- ・やむをえない・しょうがない……………2件(1.6%)
- ・公募要領への要望……………1件(0.8%)
- ・民営化後の転園希望の受け入れについての要望……………1件(0.8%)
- ・制服等強制しないことへの要望……………1件(0.8%)
- ・関係者(市・先生方・子供達・保護者・委託先)の「和」への要望……………1件(0.8%)
- ・民営化の本当の理由の提示要望……………1件(0.8%)
- ・その他……………1件(0.8%)

質問7：その他、長野市保育課・保護者会などへの意見等(58人回答)

- ・あり……………35人(60.3%)
- ・なし……………23人(39.7%)

57件の意見等(一人でたくさん書いてある場合はそれぞれ1件と数え、分類)

- ・保護者会あて……………17件(29.8%)
- ・市の対応について……………18件(31.6%)
- ・コストについて……………4件(7.0%)
- ・先生について……………4件(7.0%)
- ・民営化に対する前向きな意見……………4件(7.0%)
- ・選考委員会について……………3件(5.3%)
- ・契約違反について……………1件(1.8%)
- ・現状維持について……………1件(1.8%)
- ・現状に対する不満……………1件(1.8%)
- ・公立の意味について……………1件(1.8%)
- ・引継ぎについて……………1件(1.8%)
- ・現在の落ち着かない状況について……………1件(1.8%)
- ・保育の質について……………1件(1.8%)

以上

三輪保育園民営化に関する意向調査票
(平成 19 年 3 月 19 日)

質問 1. 長野市は「公立保育所については、①コストの効率化②子育て世帯への支援強化③保育サービスの拡充を図りながら、より良い保育の提供を目的に、民間活力の活用を図ること」として、民営化を打ち出しています(H19 年 1 月 11 日付け保護者への配布資料)。今までの市の民営化の説明を受けた上で、**民営化に理解できるか否か**下記番号に○をつけてください。

(1) 理解できる(質問 6・7 へ) (2) 理解できない(質問 2 へ) (3) よくわからない(質問 3 へ)

(以下、質問 1 で「(2) 理解できない」に○をつけた方へ)

質問 2. 下記のどちらかに○をつけてください。なお②に○をつけた場合、具体的にその理由をお書きくださいますようお願いいたします。回答後、質問 6 と 7 へ

- ①理解できないが、やむをえない。 }
②以下の理由のため理解できない。 } . . . 質問 6 と 7 へ

(以下、質問 1 で「(3) よくわからない」に○をつけた方へ)

質問 3. 下記のどちらかに○をつけてください。

- ①よくわからないが、民営化については市におまかせしたい。
②わかりたいと思っているので、今までのやり方とは違う形で市に説明をしてほしい(質問 4 と 5 へ)。

(以下、質問3で②「わかりたいと思っているので、今までのやり方とは違う形で市に説明をしてほしい」に○をつけた方へ)

質問4. どのような説明方法にすればよいでしょうか。→回答後、質問5へ

- ①口頭での個別対応(数人単位で市側から説明を受ける)。
- ②文書での対応(文書をもっとわかりやすくして、やさしい文書にする)。
- ③口頭での個別対応とわかりやすい文書の両方で説明。
- ④その他()

質問5. 何がわからない点でしょうか?あてはまるものすべてに○をつけてください。

→回答後、質問6と7へ

- ①民営化する理由
- ②民営化(委託)による影響と変化
- ③委託先決定までの流れと内容
- ④引継ぎ保育の内容
- ⑤その他

・・・質問6と7へ

質問6. (全員回答)民営化がこの先進むにあたり、不安なこと、または要望など具体的にどんなことでも結構ですので、自由にお書きください。

質問7. (全員回答)その他、長野市保育課・保護者会などに対してご意見などありましたら自由にお書きください。

長野市立三輪保育園委託・移管先選考委員会スケジュール

平成 19 年

5 月 1 日

第 1 回選考委員会

- ・ スケジュール検討
- ・ 募集要項案の提示



平成 19 年

5 月～6 月

第 2 回選考委員会

- ・ 募集要項の検討及び決定
- ・ 選考基準の検討



平成 19 年

6 月～7 月

第 3 回選考委員会

選考基準の
決定

募集要項配布

募 集 期 間 (約 1 ヶ月間)



平成 19 年

7 月～9 月

第 4 回、第 5 回

選考委員会

- ・ 書類審査
- ・ プレゼンテーション及びヒアリング
- ・ 委託先決定

長野市立保育園の民営化に関する委託先募集要項（案）

長野市立保育所の運営委託を受ける団体を次のとおり募集する。

1 対象保育所

- (1) 名 称 長野市立三輪保育園
- (2) 所 在 長野市三輪8丁目6番31号

2 応募資格

市立保育園の委託を受ける団体は、原則として営利を目的としない以下の法人等とする。

- (1) 現に長野市内で保育園又は幼稚園を経営する社会福祉法人又は学校法人
- (2) 社会福祉法人又は学校法人で、長野市内に法人本部を有するか新たに設置する法人
- (3) 長野市内に新たに社会福祉法人本部又は学校法人本部を設置する予定の団体等

3 委託予定日

平成20年4月1日

ただし、準備状況により変更の場合もある。

4 募集期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

5 申込書類等

別に市が指定する申請書類一式を提出すること。

6 選考等

長野市立三輪保育園委託・移管先選考委員会において選考する。

なお、選考にあたっては書類審査、プレゼンテーション、理事長・園長等とのヒアリングを実施する。

7 委託に伴う条件

市は、民営化後の保育所において良質な保育の確保及び保育サービスの拡充を図るため、運営を委託するにあたり、以下のとおり条件を付する。

応募する法人等は、これらの条件を満たすことを前提に申し込むこと。

(運営全般)

- (1) 社会福祉法、児童福祉法等の法令及び関係通達等を遵守すること。

- (2) 委託を受けた法人等自らが、委託保育園を運営すること。
- (3) 長野市の保育行政を理解し、次の事項に積極的に協力すること。
 - ・ 園長会議に出席すること。
 - ・ 年度途中の入所に応ずること。
 - ・ 待機児童が生じないように定員の弾力的運用を行うこと。
 - ・ その他、長野市が必要と認めること。
- (4) 委託決定後から、保護者及び地域関係者・委託先・市（保育士含む）との3者懇談会を設置し、保育園の運営等について話し合い、より良い保育の提供と地域に根ざした保育園づくりに努めること。
- (5) 委託後の保育園運営等については、それまでの運営方法を基本とした上で、計画実施すること。
- (6) 園児の制服購入等の新たな保護者負担が生じないように努めること。なお、委託後に新たな負担が生じる場合には、事前に保護者と協議すること。
- (7) 既に保育園を運営する法人等が委託を受けた場合、直ちに既存の保育園を廃止しないこと。
- (8) 委託当初の保育園定員は、市の指示に従うこと。
- (9) 委託後は、市の保育士による訪問指導を受け入れること。
- (10) 委託後の保育サービスの質を専門的かつ客観的な立場から評価を実施する第三者評価の受審を受け入れること。

(引継ぎ保育)

- (1) 委託を円滑に行うため、委託決定後は実践的な引継ぎを目的として引継ぎ保育を実施すること。
- (2) 引継ぎ保育に係る期間、保育内容、職員配置、経費等については市と協議すること。

(職員)

- (1) 委託保育園の職員配置は、公立保育園に準じること。
- (2) 施設長及び主任保育士は、委託保育園の専任とすること。
- (3) 施設長又は主任保育士は、児童福祉施設で幹部職員（主任保育士又はこれに相当すると認められる者）として3年以上の経験がある者又は保育士として勤務経験が20年以上ある者であること。
- (4) 保育士は3年以上の経験がある者が1/3以上含まれ、未経験者は1/3以下とすること。
- (5) 委託保育園の職員資質向上のため、市の主催する研修に積極的に参加すること。
- (6) 委託先への雇用を希望する市嘱託保育士等がいる場合は、委託先での採用が可能であること。また、雇用条件については、「市嘱託保育士等に対する条件を最低条件とする。」など事前に提示すること。

(保育事業等)

- (1) 開所時間を午前7時30分から午後7時までとし、延長保育を実施すること。
- (2) 生後4ヶ月目からの0歳児保育を実施すること。
- (3) 委託前に行っている特別保育（障害児保育、0歳児保育、保育所地域活動事業）を継続すること。
 - * 障害児保育・・・障害児の特性等に十分配慮して健常児との混合で保育を行う。
 - * 保育所地域活動事業・・・老人、異年齢児との交流事業を行う。
- (4) 保育内容については、保育所保育指針（H11.10.29児発第799号）を基本とすること。

(土地・建物等)

- (1) 市は委託法人等に対し、保育所の土地を無償貸与する。
- (2) 市は委託法人等に対し、保育所の建物及び保育用備品（委託保育園が管理している備品で市が認めるもの）を無償貸与する。
- (3) 委託を受けた保育園に係る土地、建物及び保育用備品等は、保育以外の目的に使用しないこと。
- (4) 委託を受けた保育園に係る土地、建物及び保育用備品等の維持管理に要する費用は、主要構造部の改修等大規模のものを除き、委託法人等の負担とすること。

(法人等の資産)

- (1) 基本財産として1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る）を所有していること。
- (2) 運用財産として法人等の年間事業費の12分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していること。

8 その他

- (1) 委託にあたって長野市と締結する各契約事項等については、誠実に履行すること。
- (2) 保護者の会は継続設置すること。